

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、企業として目指すべき方向性を明確にした「私たちの価値観」を定め、社会における自らの存在意義や、企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを明らかにし、企業活動を展開するうえでの当社(グループ)共通の価値観としています。

「私たちの価値観」では、「ライフ アンド ビジネス ナビゲーター(夢先案内人)として<夢をかたちに>する、<夢に日付を>いれるお手伝い」をミッション(私たちの使命)に掲げ、当社(グループ)の社会的使命としています。このミッションの実現のため、ターゲット(目標)ならびにポリシー(普遍的な経営方針)を定めています。

この「私たちの価値観」の実践を通じて、経営の最優先課題の一つとして、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築・運営に取り組んでいます。

当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入しております。なお、従前、執行会議は執行役員のみで構成されておりましたが、監督強化の観点から、2017年12月以降は取締役も出席することとしております。また、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっています。さらに、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務の執行を監査しています。

2018年6月28日、当社は、企業文化およびガバナンスを改革し、顧客本位の姿勢に立った経営を推進していくために、同日の取締役会決議で、全ての独立社外役員(独立社外取締役4名および独立社外監査役3名)ならびに一部の社内取締役(3名)を委員とする「企業文化・ガバナンス改革委員会」(委員長は独立社外取締役)を設置いたしました。

同委員会は、当社の経営に係る下記の重要事項について、勧告、提言、助言等(以下「勧告等」といいます)を行ない、その実施状況を監視することを目的としております。

シェアハウス関連融資および投資用不動産関連融資に関する問題の解決および顧客対応の方針決定に関する勧告等、ならびにその実施状況に対する監視

取締役、執行役員および幹部職員の人事および報酬に関する勧告等(外部からの経営人材・スタッフの選任、採用を含む)

シェアハウス関連融資および投資用不動産関連融資に関する第三者委員会報告書および金融庁処分に基づく再発防止策策定に対する勧告等および再発防止策実施に対する監視

役員職員の綱紀の肅正およびハラスメント等のコンプライアンス関連事象への対応(調査の開始・実施および人事処分を含む)に対する勧告等および監視

ガバナンス(財務ガバナンスを含む)および内部統制(財務報告にかかる内部統制を含む)の設計、整備、実施、運用に対する勧告等および監視

今後の当社のビジネスモデルについての助言

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行なうとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行なうよう努めます。また、すべての株主に対してその有する株式に応じて平等に扱うよう努めます。

2. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。

取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

3. 「限りなく透明性と納得性を高める経営」を経営方針の一つとして掲げ、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行ないます。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。

取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。

4. 取締役会ならびに監査役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ「社会(監視)機能」、「意義(目的)機能」、「成長(戦略)機能」、「実現(実行)機能」の4つの基本機能を果たすとともに、適切にリスクテイクを行なうことによって収益力・資本効率等の改善を図ります。また、これらの機能をバランス良く、高いレベルで機能させることによってステークホルダーとの最良の価値交換を実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを使命としています。

5. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲ならびに方法で株主との間で建設的な対話を行ないます。

経営陣幹部・取締役は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行ない、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1】

当社は、経営の思想・方針を取り纏めた長期経営ビジョン「Aim25」および3年間の戦略の方向性を示した第一次経営計画(iSOLO)を策定しておりますが、中長期的の収益指標等を定めた中期経営計画とはなっておりませんでした。今後は、具体的数値目標を定めた中期経営計画の策定、公表について検討してまいります。

【補充原則4-1】【補充原則4-3】

当社は、最高経営責任者の後継者についての計画を策定しておらず、取締役会での監督は行なわれておりませんでした。

今後は、「企業文化・ガバナンス改革委員会」が、定款上の組織ではないものの実質的に指名委員会としての機能を担うものとして、顧客本位の

業務運営の実行力、高い倫理観を有すること、企業文化等の改革を実行できること等の観点から、広く人材を社内外に求め、後継の最高経営責任者を選定について、勧告します。取締役会は、その勧告を尊重して最終的な決定を行いません。この手続を通じて、最高経営責任者の選任について客観性、適時性、透明性を確保してまいります。また、それ最高経営責任者以外の経営陣幹部の選任や解任についても同様とします。

【補充原則4 - 11】

当社は、2018年3月、取締役会の役割、運営、構成および事務局の対応等について、各役員に対するアンケートを実施しましたが、アンケート実施以降シェアハウス等関連融資の調査を進めたところ、アンケート実施時点と事実認識が大きく異なり、その結果の分析、評価を行なうことができませんでした。

今後は、「企業文化・ガバナンス改革委員会」の勧告等に基づき、取締役会の実効性評価の方法、内容、分析、評価、開示等について見直し、改善を行なってまいります。

【補充原則4 - 12】

当社は、取締役会の議題の事前の周知は徹底されておらず、取締役に対する十分な情報提供も行われておりませんでした。

今後は、取締役会資料はもとより、それ以外の重要な情報についても、要点を把握しやすいように整理・分析した形で事前に提供してまいります。

【原則4 - 14】

当社の取締役会において、取締役、監査役に適合したトレーニングの機会の提供、斡旋、支援等の対応は十分ではありませんでした。今後は、「企業文化・ガバナンス改革委員会」の勧告等を受け、新任の取締役、監査役に限らず、個々の取締役、監査役に対してそれぞれに適合したトレーニングを実施するべく検討を行なってまいります。

\* 本報告書につきましては、2018年6月の改定前のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。改定を踏まえた更新は2018年12月未までに行なう予定です。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

(1) 政策保有に関する方針

・当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑化ならびに強化等を通じ、厳格な検証体制のもと、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断されるときにおいて、政策保有株式を保有します。

・取締役会は、主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証します。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

・政策保有株式の議決権行使にあたっては、発行企業の経営方針やガバナンス、業容などを勘案したうえで、中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、議決権の行使にあたり、特別な注意を要するときは必要に応じて個別に対話等を行ない、賛否を判断しています。

【原則1 - 7】

(1) 当社は、当社ならびに株主共同の利益を保護するため、次に該当する取引を行なうときは、取締役会で承認を得ることとしています。

・取締役が競業取引または利益相反に該当する取引を行なうとき。

・当社と取締役または主要株主等との間において、重要な取引または定型でない取引を行なうとき。

(2) 取締役が競業取引または利益相反に該当する取引を行なったときには、取引結果について、取締役会に報告することとしています。

(3) 当社は、役員による利益相反取引を把握するため、役員ならびにその近親者(二親等以内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無等を毎年定期的に役員各々に確認しています。

【原則2 - 5】

当社は、社員がコンプライアンス違反、各種ハラスメントについての通報、相談を直接経営企画部コンプライアンス室、同部人事部に対して通報、相談を行なうことができるヘルプラインを設置しております。しかし、これらのヘルプラインは、所属長や業務リーダーに相談・報告できないとき、または報告・相談したにもかかわらず十分対応がなされていないと考えたときに利用できるものとされているなど、ヘルプラインの利用において不利益取扱いへの懸念を払しょくできない状況となっております。

今後は、「企業風土・ガバナンス改革委員会」の審議、取締役会への勧告を受け、制約なく利用可能にするなど、各ヘルプラインの運用ルールを見直し、改善を行なってまいります。

【原則3 - 1】

(1) 当社は、「限りなく透明性と納得性を高める経営」を経営方針の一つとして掲げており、財務状態・経営成績等の財務情報や法令に基づく開示のみならず、企業理念、経営戦略・経営計画、リスクやコーポレート・ガバナンスに係る情報等の非財務情報、法令に基づく開示以外の情報等についても、積極的な開示に努めています。

【企業理念】

当社ホームページにおいて開示しております「価値観・ビジネステーマ」をご参照ください。

【経営戦略・経営計画】

当社ホームページにおいて開示しております「経営戦略」をご参照ください。

URL: <https://www.surugabank.co.jp/>

(「投資家情報」よりご参照ください。)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方ならびに基本方針  
本報告書 1 基本的な考え方をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、社外取締役等の意見を十分反映させ、公正かつ透明性をもって取締役会決議を経て決定しています。

詳細については、本報告書 1 [インセンティブ関係]ならびに [取締役報酬関係]をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役の指名を行なうにあたっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行なうにあたっての方針と手続については、定款上の組織ではないものの実質的に指名委員会としての機能を担うものとして、「企業文化・ガバナンス改革委員会」の勧告等を受け、取締役会および監査役会は、これを尊重して

決定します。

(5)経営陣幹部の選任、取締役・監査役の指名理由

各取締役候補者ならびに監査役候補者の選任理由については、「第207期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。

URL: <https://www.surugabank.co.jp/>

(「投資家情報」>「株主総会」よりご参照ください。)

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令、定款または取締役会規程で定める経営に関する基本方針や重要事項の決定を行なっています。

取締役会において決定した事項の細目ならびにその他の事項について決議することを、経営会議または執行会議に委任することができる旨を取締役会規程に定めています。

【原則4 - 8】

当社は、各種のバックグラウンドを有する社外取締役を4名選任しております。また、全ての独立社外役員が委員となり、委員長を独立社外取締役とする「企業文化・ガバナンス改革委員会」(委員は、独立社外取締役4名、独立社外監査役3名、社内取締役3名)を設置し、同委員会は、当社の経営に係る重要事項について、勧告等を行ない、その実施状況を監視しております。

【原則4 - 9】

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン - 5 - (3)の2」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを実質的に判断しています。

本報告書 1.【取締役関係】をご参照ください。

【補充原則4 - 10】

2018年6月28日付取締役会決議で、全ての独立社外役員(独立社外取締役4名および独立社外監査役3名)ならびに一部の社内取締役(3名)を委員とする「企業文化・ガバナンス改革委員会」(委員長は独立社外取締役)を組成いたしました。同委員会は、定款上の指名委員会および報酬委員会ではありませんが、実質的に指名・報酬委員会の機能も果たすものとして、取締役会に対して勧告を行なうこととしており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、経営環境の変化等に柔軟かつ機動的に対応するため、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高める方法として執行役員制度を導入するとともに、取締役会の活性化と経営の透明性を高める目的で社外取締役を複数名選任し、定款の定める取締役の員数12名以内で取締役会を構成しています。

取締役候補者の選任にあたっては、業務に精通し人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職責を全うする者を候補者としています。

さらに、取締役会全体としての知見・経験・能力のバランスならびに多様性を重視しています。

詳細については、本報告書 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項7.役員の選任、8.社外取締役に関する事項をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」において、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保するための体制ならびに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を定め、取締役ならびに監査役がその役割・責務を適切に果たすことができる体制を整備するとともに、取締役・監査役候補者ならびに取締役・監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において開示しています。

取締役ならびに監査役の他の上場会社の兼任状況は以下のとおりです。

【兼任状況】

・安藤 佳則(社外取締役) EPSホールディングス株式会社(社外取締役)

その他役員の上場会社の兼任はございません。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会は、昨年度に引き続き、本年度も取締役会の役割、運営、構成および事務局の対応等について各役員に対するアンケートを踏まえ、2017年度取締役会の実効性評価を実施しました。

実効性評価の結果につきましては、次のとおりです。

当社の取締役会は、多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成のもと、取締役会の役割・責務を取締役会メンバー各々が共有し、意思決定・監督機能の両機能を十分に発揮しています。

また、2016年4月長期経営ビジョン「Aim25」をスタートさせ、「私たちの価値観」(ビジネスマ)のもと組織改革を実施するなど、当社が定めるコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき適切に運営され、実効性を確保できていると評価しています。

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の一層の向上を目指すため、PDCAサイクルを繰り返し、各種情報提供を適切に行なうことにより、取締役会における審議のこれまで以上の効率化とさらなる実効性向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役に対して、積極的に外部の研修に参加させるとともに、外部講師による研修を開催するなど、それらの機会の提供・斡旋ならびにその費用の支援を実施しています。

社外取締役に対しては、社内情報を十分に共有する体制を構築し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すとともに経営環境等について継続的な情報提供を行なうこととしています。

また、社外取締役、社外監査役を含む役員相互において充実した情報共有、意見交換が行なわれるための環境を整備しています。

さらに、取締役会は、内部統制の一環として、上記の対応が適切に行なわれていることを、必要に応じて確認しています。

【原則5 - 1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲ならびに方法で株主との間で建設的な対話を行なっています。

- (1) 株主からの対話の申込みに対して、担当役員を責任者として、積極的に機会の提供を図るとともに、会長、社長および担当役員などが対話に参加しています。
- (2) 株主との対話の申込み窓口を明確にするとともに、管理部門は営業部門やリスク管理部門と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主へ提供する体制を整備しています。
- (3) 株主との対話の一環として、国内外のIR説明会などを継続して開催するとともに、ホームページやディスクロージャー誌などにより、分かりやすい情報開示に努めています。
- (4) 株主との対話の中で把握した意見や要望については、担当役員から取締役会へ報告しています。
- (5) 重要な会社情報を適切に管理するとともに、インサイダー取引の未然防止を図るため内部者取引未然防止規程を定め、周知徹底しています。また、株主の公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中については、業績見通しに関する質問に対する回答やコメントを差し控えています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エス・ジー・インベストメント株式会社	12,702,892	5.47
スルガ総合保険株式会社	10,999,644	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,184,500	3.96
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	8,829,848	3.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,377,100	3.18
明治安田生命保険相互会社	7,351,883	3.16
エス・ジー・アセット株式会社	6,750,885	2.90
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401,450	2.32
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	3,856,700	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,855,800	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社が2018年6月28日付取締役会決議にて「企業文化・ガバナンス改革委員会」を設置しました。同委員会は、定款上の指名委員会および報酬委員会ではありませんが、実質的に指名・報酬委員会の機能も果たすものとして、取締役人事や報酬について、取締役会に対して勧告を行なうこととしております。また、同委員会は、当社の経営・ガバナンス・コンプライアンス・内部統制について、取締役会に対する強力な勧告機能を有しております。

当社は、シェアハウス関連融資その他投資用不動産関連融資に関わる不祥事について、2018年5月15日に当社から完全に独立した中立・公正な専門家のみで構成される第三者委員会を設置して、事案の徹底調査と原因究明を行なっていただいております。第三者委員会の調査の結果、当社のコーポレート・ガバナンスについて指摘等がなされることにより重要な影響を受ける可能性があります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: orange;">更新</span>	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤 佳則	他の会社の出身者											
木下 潮音	弁護士											
河原 茂晴	公認会計士											
長野 聡	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 佳則		<p>&lt;社外役員の属性情報&gt; 社外取締役の安藤佳則氏は、当社の取引先である知識工房株式会社の代表者です。 当社は、知識工房株式会社へ社員研修として専門的サービスを依頼しております。当社と知識工房株式会社との2018年3月期取引額は5百万円以下であり、独立性に影響を与える恐れはありません。</p>	<p>&lt;社外取締役の選任理由&gt; 企業の経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。</p> <p>&lt;独立役員の指定理由&gt; 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>

木下 潮音		<p>&lt; 社外役員の属性情報 &gt; 社外取締役の木下潮音氏は、当社の取引先である第一芙蓉法律事務所に勤務しております。当社は、第一芙蓉法律事務所との間で顧問弁護士契約を締結し、法律相談等の専門的サービスを依頼しております。当社と第一芙蓉法律事務所との2018年3月期取引金額は10百万円以下であり、独立性に影響を与える恐れはありません。</p>	<p>&lt; 社外取締役の選任理由 &gt; 弁護士として法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。業務執行を行なう経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。</p> <p>&lt; 独立役員の指定理由 &gt; 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>
河原 茂晴			<p>&lt; 社外取締役の選任理由 &gt; 企業内会計士として、本社決算、国際財務、生命保険事業立ち上げ、TV工場、海外子会社、内部監査など常に現場にありました。KPMG入社後は代表社員として、法人のグローバル面での経営にあたってきました。独立後は、それまでの企業財務、ガバナンス、リスク管理などの豊富な経験と実績に基づく知見を各社に提供してきております。ガバナンス体制の再構築に関して、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。</p> <p>&lt; 独立役員の指定理由 &gt; 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>
長野 聡			<p>&lt; 社外取締役の選任理由 &gt; 日本銀行勤務の経験から、金融機関経営に関する幅広い知識と見識を有しております。ガバナンス体制の再構築に関して、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。</p> <p>&lt; 独立役員の指定理由 &gt; 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	企業文化・ガバナンス改革委員会	10	0	3	4	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	企業文化・ガバナンス改革委員会	10	0	3	4	0	3	社外取締役

補足説明

「企業文化・ガバナンス改革委員会」は、定款上の指名委員会および報酬委員会ではありませんが、実質的に指名・報酬委員会の機能も果たすものとして、取締役人事や報酬について、取締役会に対して勧告を行なうこととしております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人から監査計画、監査実施体制および監査結果について説明を受け、また、年2回の定期的な意見交換会や、会計監査人による本部・営業店の監査ならびに監査講評への立会いを通じて、意見ならびに情報の交換を行なうなど緊密な連携を図っております。

また、監査役は監査部と年2回定期的に意見交換会を開催し、監査の方針、計画ならびに実施状況について意見交換を行ない、業務監査の講評に立会うなど、緊密な連携を図っております。さらに内部監査報告書を定期的に関覧し、監査役監査の効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島田 精一	他の会社の出身者													
野下 えみ	弁護士													
行方 洋一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田 精一		<p>&lt; 社外役員の属性情報 &gt;                      同氏は、当社の取引先である日本ユニシス株式会社の出身者です。同社との取引はシステム開発ならびに運用の委託取引であり、一般的取引条件に基づくものであり、独立性に影響を与える恐れはありません。</p> <p>同氏は、当社の取引先である独立行政法人住宅金融支援機構の出身者です。同機構との取引は住宅ローン業務の提携であり、独立性に影響を与える恐れはありません。</p>	<p>&lt; 社外監査役の選任理由 &gt;                      長年企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。</p> <p>&lt; 独立役員の指定理由 &gt;                      当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>

野下 えみ		<p>&lt; 社外監査役の選任理由 &gt;          検察官としての豊富な経験や実績を持ち、コーポレート・ガバナンスに関する幅広い知識と見識を有しております。当社のガバナンス体制の再構築に資するところが大きいと判断したためであります。</p> <p>&lt; 独立役員の指定理由 &gt;          当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>
行方 洋一		<p>&lt; 社外監査役の選任理由 &gt;          社内弁護士として、長年金融分野を中心としたコンプライアンス、内部統制、ガバナンスに関する業務に従事してきました。コンプライアンスが顧客や社会の信頼・期待に応える自発的な取り組み、顧客ニーズに応える持続可能な営業推進へのサポート機能に変化しつつあるなか、企業法務に携わる豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。当社のガバナンス体制の再構築に資するところが大きいと判断したためであります。</p> <p>&lt; 独立役員の指定理由 &gt;          当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。</p>

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

- ・当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
- ・社外役員候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン - 5 - (3)の2」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを実質的に判断しています。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、株主の皆さまの利益に資することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

#### 該当項目に関する補足説明

当社取締役ならびに従業員等に対し、その役職に応じて新株予約権を付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、経営理念に基づいた社会的価値の向上を目指し、経営者の使命と役割を明確に定め、役員の報酬を支払っております。役員報酬は、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において取締役は600百万円以内(うち社外取締役40百万円以内)、2006年6月27日開催の第195期定時株主総会において監査役は100百万円以内とする決議をいただき、その範囲内において決定しております。取締役の報酬額は基本報酬と業績等に連動する報酬から構成されており、基本報酬は支給対象者の役位などを基準として定めた内規により決定し、業績等に連動

する報酬は業績ならびに業績への貢献度などの諸般の事情を勘案し、取締役会にて適正に決定しております。監査役の報酬額は監査役の協議により、適正に決定しております。

役員退職慰労金につきましては、株主総会にて決議をいただき、当社の定める内規に基づき、支払いを行っております。

ストックオプションとしての報酬は、上記報酬等限度額とは別に、株主総会にて都度決議をいただいております。ストックオプションにおいて割り当てる新株予約権の数は、インセンティブの効果等を勘案して決定しております。

なお、当社は、使用人を兼務する役員はおりませんので、使用人給与は支払っておりません。

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

	単位:百万円						
<役員区分>	<員数>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<報酬等の総額>
取締役	9	314	169	483	-	764	1,248
監査役	2	36	13	49	-	9	58
社外役員	6	57	-	57	-	-	57

	単位:百万円					
<役職・氏名>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<連結報酬等の総額>
取締役 岡野光喜	84	43	127	-	70	197
うち当社	84	43	127	-	70	197
うち子会社	-	-	-	-	-	-

<役職・氏名>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<連結報酬等の総額>
取締役 岡野喜之助	-	-	-	-	565	565
うち当社	-	-	-	-	565	565
うち子会社	-	-	-	-	-	-

<役職・氏名>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<連結報酬等の総額>
取締役 米山明広	72	36	108	-	60	168
うち当社	72	36	108	-	60	168
うち子会社	-	-	-	-	-	-

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・「企業文化・ガバナンス委員会」には、専属の事務局員として社員3名を配置し、各種情報を適時・適切に提供する体制としております。事務局員に対する指揮命令権は本委員会が有しており、人事部門は、事務局員に対する本委員会の人事評価を最大限尊重しなければならないものとされております。

・社外監査役を含めた監査役を補佐するために、監査役会事務局を設置し、専属の社員を配置しております。また、監査役会では重要な事業活動の状況ならびに常勤監査役の業務監査の結果について社外監査役に報告しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

次の1名を顧問(シニア・エグゼクティブアドバイザー)としております。

・乾 精治(元代表取締役専務); 社史等編纂活動等(経営非関与)

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会

取締役会は、経営に関する重要事項、基本方針等の策定や業務執行の決定等を行っております。

取締役会は取締役11名(うち社外取締役は4名)で構成され、原則月1回開催しております。

## 2. 監査役・監査役会

監査役会は、監査方針ならびに監査計画に基づき、取締役会等への出席のほか取締役の職務執行状況等を監査しております。

監査役会は監査役5名(うち社外監査役は3名、うち女性1名)で構成され、原則月1回開催しております。

また、監査役監査を有効かつ効率的に実施するため、会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンス室および連結子会社等の常勤監査役と定期的な会合を持ち、相互理解を深め連携を図っております。

### 3. 経営会議

経営会議は、常勤取締役7名で構成され、原則毎月1回開催しております。

取締役会で決定した経営方針に基づく計画その他重要な事項について審議ならびに決議をしております。

### 4. 執行会議

執行会議は、取締役ならびに指名された執行役員数名で構成され、原則毎月2回開催しております。

業務執行等についての重要な事項について審議ならびに決議をしております。

### 5. リスク委員会

統合リスク管理委員会ほか各種リスク委員会を設置し、リスク管理体制の強化ならびに経営の高度化を図っております。

### 6. 内部監査

被監査部門から独立した経営会議直轄の組織として、「内部監査規程」その他社内規程等により、内部統制の適切性・有効性を検証しております。

内部監査の状況については、取締役会ならびに経営会議に適切に適時報告を行っております。

### 7. 役員の選任

役員の選任は、業務に精通し、人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職務を全うする者を株主総会の決議により選任しております。

また、役員の報酬は、取締役と監査役に区分し、各々その総額を株主総会の決議をもって決定しております。

### 8. 社外取締役に係る事項

取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために、社外取締役を選任しております。

社外取締役は、取締役会等に出席し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、適切な発言を行っております。

### 9. 監査役機能強化に係る取組み状況

【監査役関係「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」】ならびに【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】等に記載のとおりです。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務の執行を監査しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	<p>(1) 株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。また、掲載日につきましては招集通知の発送日より、前倒した掲載を心がけております。</p> <p>(2) 招集通知のうち次の書類につきましては、法令ならびに定款の規程に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆さまにご提供しております。</p> <p>当社の新株予約権等に関する事項                      連結株主資本等変動計算書                      連結計算書類の連結注記表                      第207期株主資本等変動計算書                      計算書類の個別注記表</p> <p>(3) 2015年6月より、英文の招集通知を作成し当社ホームページに掲載しております。</p>

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年12月、国内決算IRを開催し、当社の営業戦略ならびに決算について説明を行ないました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2017年6月シンガポール、また同年同月ロンドンを訪問し、当社の営業戦略ならびに決算について投資家に説明を行ないました。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者向け情報として、IR資料、有価証券報告書、半期報告書、決算情報、ディスクロージャー誌、株主総会招集通知、(英文)IR資料・(英文)決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経営管理部が担当しております。 担当窓口: 03-3279-5536	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程第1編第1章経営方針の企業理念の目標として「各ステークホルダーとの厚い信頼が成長のエネルギーとなる企業」、また経営理念の成長のあり方として「各ステークホルダーとの価値交換性の向上を成長と定義する」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動については、店舗の新設やリニューアルオープンの際に、環境配慮型設備の導入を推進や、環境に配慮した金融商品・サービス等の提供など、環境問題に対して積極的に取り組んでおります。</p> <p>CSR活動としては、“未来の苗木プロジェクト”と名付けた、これからの社会を担う子供たちの豊かな感性を育むアート・文化プログラムなど、独自の活動に取り組んでおります。</p> <p>その他、教育・文化・福祉等のさまざまな、支援活動の取組みを通じて、社会・地域とのつながりを図っています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念・普遍的な経営方針の一つとして「限りなく透明性と納得性を高める経営」を掲げるとともに、ディスクロージャーとアカウンタビリティの充実がより実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築のための重要課題であると認識しています。

その他

【現在の社外役員の状況】

社外取締役4名のうち女性1名、社外監査役3名のうち女性1名を選任しております。

【ダイバーシティ(女性の活躍などの多様性)への対応について】

女性の活躍推進

- (1)管理職への積極的登用(女性の所属長は支店長18人、出張所長5人を含め29人)
- (2)女性社員の長期的なキャリア形成支援(社外・社内研修への参加者増加)
- (3)AS(アソシエイト・スタッフ)やパートタイマーに対し、正規雇用への転換試験等を実施しキャリアアップを支援
- (4)社内報等を活用し多様なロールモデルやキャリア形成に関する情報を発信

<女性活躍推進行動計画>

[項目][内容]

計画期間 2018年4月1日～2020年3月31日

目標数値 役職者に占める女性社員比率30%以上

- 取組内容 (1)女性社員の長期キャリア形成を支援する取組み  
(2)女性社員の管理職育成を目的とした取組み

<行動計画実施状況>

[目標数値][2018年3月時点(2017年3月時点)]

役職者に占める女性社員比率30%以上 29.9%(29.9%)

<参考指標>

[項目][当社数値( )内昨年度][基準等]

- 1)管理職に占める女性比率 15.9%(15.7%) 20%以上
- 2)男女の平均勤続年数の差異 96.8%(95.8%) 70%
- 3)採用者に占める女性の割合 17.6%(26.0%) 20%以上
- 4)正規雇用への転換数(2017年度)20名(32名) -  
:女性活躍推進 基本項目

【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】

1. 社員のワークライフバランス実現と環境に配慮した経営の実現に向けて

- (1)結婚や配偶者の転勤、介護に伴う勤務地変更希望者への対応
- (2)産休育休制度の拡充  
(短時間勤務等の活用により育児期間の柔軟な働き方の実現)
- (3)2017年8月、WLB(ワーク・ライフ・バランス)委員会を新設

2. 適正な労働時間管理により社員の働き方の改善、社員の心身の健康維持にむけて

- (1)パソコン使用時間の制限(システム管理)
- (2)時差出勤制度の利用推進
- (3)業務革新による業務の効率化推進
- (4)年8回のライトダウン、年2回の定時退社週間の実施と年4回の部署別ライトダウンを新設

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンスの実践を経営理念として位置付け、「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定するとともに、内部統制の強化と継続的な啓発活動により、実効性のあるコンプライアンス体制の構築に努めております。

(2) 常勤取締役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会においてコンプライアンスに関する重要な事項を審議・報告しております。

また、経営企画部にコンプライアンス統括部署を設置し、当該部署においてコンプライアンスに関する企画・管理を統括しております。

さらに、全部署・営業店にコンプライアンス責任者ならびに内部責任者を配置し、全部署・営業店におけるコンプライアンスの遵守状況をチェックする体制を整備しております。

営業店での融資業務や預金業務において、規定された業務手続に準拠し各種リスク管理に取り組むとともに、コンプライアンス遵守を徹底し営業店がリスク管理の第一の防御線となるよう体制の整備に努めております。

また、2017年11月にお客さまの声業務手続を改訂し、営業店への苦情ならびに当局および銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報をお客さま相談センターで一元管理し、経営会議において取締役に報告する体制としております。リスク情報が経営陣に速やかに共有される報告プロセスとし、問題の早期発見・対応に努めております。

(3) 法令、社内規程および社会規範を遵守することを明文化した「ビジネス・ガイドライン」を策定し、取締役ならびに使用人はこれに則り行動しております。

また、具体的な行動指針である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス統括部署ならびに内部監査部門においてその遵守状況をチェックしております。

内部監査部門においては、監査要員の人材確保・育成に努め、信用リスク管理全般の実効性を確保すべく整備を進めております。また、専門性の高い分野の検証については外部監査機関の活用を検討しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制

(1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令ならびに各種の社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理する体制を構築しております。

(2) 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制を確立しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「統合的リスク管理規程」その他の社内規程等を定め、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処するための各種リスク委員会を設置して、リスクの個別管理を行なうとともに、これらの委員会を統括する統合リスク管理委員会を設けて、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。

また、各リスク委員会には、委員会メンバーのほか、必要に応じて取締役もオブザーバーとして出席し、各種リスク管理に努めております。

(2) 融資審査機能の強化のため、組織体制の見直しや各種融資プロセスを見直し、実効性のある与信管理体制の整備に努めております。また、営業店においてはお客さまから融資のご相談をいただいた初期段階からの適正な与信判断を徹底し、さらなる自律的統制機能を強化してまいります。

(3) 災害や事故等の不測の事態が発生したときは、社内規程等に基づき社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行なう管理体制としております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、経営会議ならびに執行会議を設置しております。経営会議は、経営管理等に係る事項の審議を行ない、執行会議は、業務執行等に係る事項の審議を行っており、これらの会議体における慎重かつ機動的な審議を通じて、適正かつ効率的な取締役の職務執行を確保する体制としております。

(2) 当社は、「組織規程」「執行役員規程」に基づいて執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決議により選任され、取締役会の経営管理の下、業務執行をしております。

なお、執行会議は従前、執行役員のみで構成されておりましたが、監督強化の観点から、2017年12月以降は取締役も出席することとしております。

(3) 会長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。

(4) 当社は、業務の適切性を確保するため、定期的なモニタリング機能を充実させ、PDCAサイクルによるプロセス管理を行ない、問題の早期発見・対応に努めております。

5. 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「連結子会社等管理規程」、「監査役への規程」その他の社内規程等を定め、連結子会社等が行なう業務について、事前に協議し、または報告をさせることにより、連結子会社等の健全化ならびに業務の円滑化を図り、グループ全体の経営管理を適切に行なう体制を構築し、連結子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。

(2) 当社は、「内部監査規程」、「臨店監査規程」を定め、連結子会社等のリスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施しております。また、「統合的リスク管理規程」を定め、連結子会社等のリスクについて、リスクの影響度を勘案したうえで、統合的リスク管理を行なう体制としております。

(3) 当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保する体制を構築しております。

(4) 当社ならびに連結子会社等は、共通の価値観である「私たちの価値観」を明確化し、企業の社会における存在意義や企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを共有しております。また、「コンプライアンス規程」を定め、すべての取締役ならびに使用人等に周知徹底し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立するなど、連結子会社等の取締役等の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制を構築しております。

(5) 当社ならびに連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

6. 監査役を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役を補助すべき専属の使用人として、監査役補助者を任命しております。

(2) 監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令に従う体制を確保しております。また、監査役補助者の人事考課や人事異動等については、常勤監査役と事前協議を行っております。

7. 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(1) 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、法令ならびに社内規程等に基づき監査役へ報告を行なうほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められたときには、速やかに報告を行なう体制としております。

- (2) 当社ならびに連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接経営企画部コンプライアンスならびに外部の法律事務所に報告・相談できるコンプライアンス・ヘルプラインを整備し、受け付けた通報について監査役に報告をする体制としております。
- (3) 当社ならびに連結子会社等は、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
- (4) 監査役会は、必要に応じ、当社ならびに連結子会社等の会計監査人、取締役、監査部、経営企画部コンプライアンス等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制としております。
- (5) 監査役は、毎月開催される取締役会へ出席するほか、社内規程等に基づき経営会議その他の会議にも出席し、取締役等からの報告を聴取できる体制としております。
- (6) 監査役は、監査部が実施した連結子会社等の監査結果について、連結子会社等の所管部署である経営企画部より、報告を受ける体制としております。
8. 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (1) 監査役は、監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンスとの連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深め、監査役監査の実効性確保に資する体制としております。
- (2) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等については、毎年一定額の予算を設けております。また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用等についても、監査役監査の実効性が確保できるよう対処しております。
9. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
- (1) 当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「倫理規範」「行動基準」「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定しております。反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除する体制としております。
- (2) 当社は、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を経営企画部に設け、社内関係部門および外部専門機関との協力体制を整備しております。
- (3) 当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときには、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社ならびに連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することを内容とする基本方針を定めております。

### 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 社内規則の整備状況  
当社では上記基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。
2. 対応統括部署および不当要求防止責任者  
当社ではコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に関する対応を統括する部署とし、反社会的勢力との取引排除に関する企画・管理等の対応を行なっております。  
また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。
3. 外部の専門機関との連携状況  
当社では、コンプライアンス統括部署が平素から外部専門機関(警察、弁護士等)との緊密な連携関係の構築に努めるとともに、各営業店においても最寄の警察署等との協力体制を整備しております。
4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況  
当社ではコンプライアンス統括部署が、反社会的勢力に対する情報収集ならびに一元的な管理を行なっております。
5. 対応マニュアルの整備状況  
当社では、コンプライアンス規程に反社会的勢力に対する対応について定めております。
6. 研修活動の実施状況  
当社では反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、定期的な研修を実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社では、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針は策定しておりませんが、財務ならびに事業の方針の決定を支配することを目的とした当社株式の大量取得行為の対象とならないよう、株主価値の向上、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築・運営、株主・顧客・社員・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係の維持に努めております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### < コンプライアンスに関する事項 >

当社では、コンプライアンス委員会を経営レベルで各種リスクの実態や問題点について審議・提案・報告を行なう機関として強化し、実務レベルでのコンプライアンスに関する諸問題を審議・提案・報告するため、コンプライアンス委員会の下部組織として、コンプライアンス・情報セキュリティリスク委員会を設置しております。コンプライアンスの一元管理態勢をさらに強固なものとするため、両委員会のより一層の機能強化を図ってまいります。

#### < 適時開示体制の概要 >

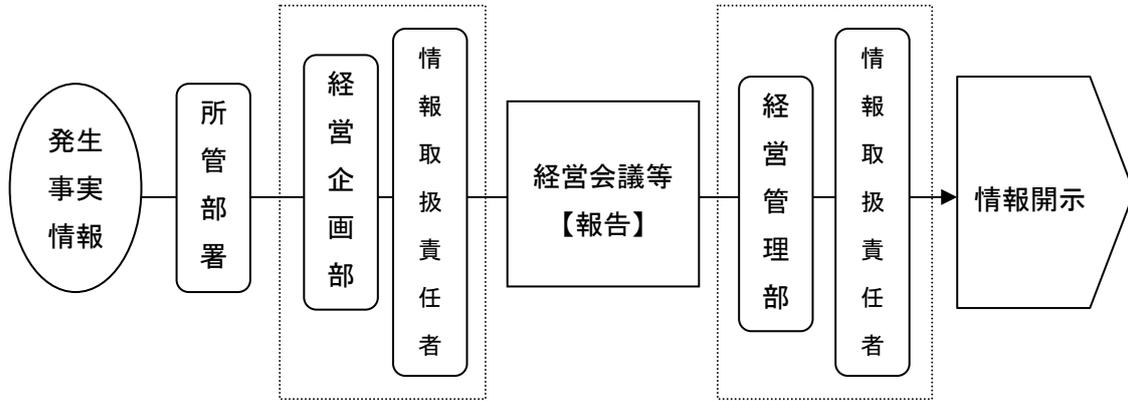
当社は、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行なうことを目的として、「会社情報の開示に関する規程」を制定し、会社情報の開示に係る社内体制の維持・向上に努めています。

本規程において、当社ならびに連結子会社等における決定事実に関する情報、発生事実に関する情報もしくは決算等に関する情報で重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示に努めるよう定めております。



## 2. 発生事実に関する情報

会社の重要な施策に係る発生事実に関する情報は、経営会議等の承認後直ちに情報開示を実施します。



## 3. 決算に関する情報

決算内容に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。

